

## 令和2年第1回美郷町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和2年3月4日（水曜日）午前10時開議

#### 議案上程（説明）

- 第 1 議案第24号 令和2年度美郷町一般会計予算
- 第 2 議案第25号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第26号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 第 4 議案第27号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第28号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第29号 令和2年度美郷町水道事業会計予算

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
4番	内 田 清 文 君	5番	泉 美和子 君
6番	森 元 淑 雄 君	7番	高 山 茂 雄 君
8番	細 井 邦 男 君	9番	熊 谷 良 夫 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	藤 田 信 晴 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	黒 田 逸 人 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	小 田 長 光 仁 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	奥 山 智 佳 等 君	教 育 課 長	福 田 世 喜 君
教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	木 村 光 紀 君	教 育 総 務 課 長	煙 山 光 成 君
生 涯 学 習 課 長	皆 川 信 之 君	代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 忠	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
主 査	高 橋 洋 子		

---

### ◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

---

### ◎議案第24号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、議案第24号 令和2年度美郷町一般会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第24号についてご説明いたします。

令和2年度の一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ111億439万6,000円で、前年度比3,181万8,000円、0.3%の増となっております。

それでは、令和2年度歳入歳出予算書をお願いいたします。

初めに8ページ、第2表債務負担行為についてご説明いたします。

住民活動センターをはじめとする12施設の令和2年度からの指定管理に係る指定管理料及び美郷町中小企業振興資金融資制度、美郷町小口零細企業振興資金融資制度、美郷町中小企業操業資金融資制度における令和2年度貸し付け予定分の利子補給について、それぞれ次年度以降の債務負担の期間と限度額を設定するものでございます。

続きまして9ページ、第4表地方債をご説明いたします。それぞれの起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものでございます。

合併特例債、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債、公共施設等適正管理推進事業債及び水道事業一般会計出資債で、合計9億2,230万円を限度額としてございます。詳細につきましては、歳入でご説明いたします。

続きまして、歳入について順次ご説明いたします。

○税務課長（藤田信晴君） 歳入歳出予算書11ページをお願いいたします。

1款町税につきましては、総額14億2,713万8,000円で令和元年度当初予算と比較し、238万5,000円、率にして0.17%の増額となっております。

続きまして、14ページ・15ページをお願いいたします。

1 款 1 項町民税 1 目個人につきましては、主として農業所得の増加を見込み、令和元年度当初予算と比較し、213万6,000円、率にして0.39%の増額となっております。

2 目法人につきましては、平成30年度から令和元年度の申告納税額等をもとに推計し、令和元年度当初予算と比較し、29万8,000円、率にして0.52%の増額となっております。

2 項 1 目固定資産税につきましては、令和元年に新築された家屋の増加、課税免除対象固定資産等の減少により、令和元年度当初予算と比較し、667万5,000円、率にして1.05%の増額となっております。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、国・県からの固定資産通知書に基づき算定した結果、令和元年度当初予算と比較し、35万1,000円、率にして5.74%の増額となっております。

3 項 1 目軽自動車税種別割につきましては、軽自動車の買いかえ等による増額を見込み、令和元年度当初予算と比較し、134万3,000円、率にして1.88%の増額となっております。

2 目軽自動車税環境性能割につきましては、秋田県から提示された見込み額を計上し、令和元年度当初予算と比較し、67万3,000円、率にして32.91%の減額となっております。

4 項町たばこ税につきましては、令和元年度実績をもとに喫煙人口の減少を見込み、令和元年度当初予算と比較し、768万9,000円、率にして7.11%の減額となっております。

5 項入湯税につきましては、令和元年度の実績をもとに推計し、令和元年度当初予算と比較し、5万6,000円、率にして4.9%の減額となっております。

以上で、1 款町税の説明を終わります。

○企画財政課長（高橋 穰君） 続きまして、16・17ページの2 款地方譲与税から18・19ページの11 款交通安全対策特別交付金につきましては、一括して説明させていただきます。

各交付金等につきましては、国・県の動向を踏まえるとともに、これまでの交付実績の推移などを参考に計上してございます。特に説明を要すると思われるものについて、ご説明いたします。

2 款 3 項森林環境譲与税でございますが、森林経営管理法の施行により市町村が実施する森林管理整備に対する財源として譲与されるもので、県の試算により予算計上してございます。

なお、昨年度は年度途中で補正にて予算措置したため、前年度予算額がゼロとなっております。

次に、6 款地方消費税交付金でございますが、令和元年10月からの消費税率引き上げにより前

年度比1,000万円の増を見込んでございます。

18・19ページをお願いいたします。

7款自動車取得税交付金と8款自動車税環境性能割交付金でございますが、令和元年10月から自動車取得税にかわり自動車税環境性能割が導入されました。これにより、7款の自動車取得税につきましては存置科目とし、軽自動車以外の自動車税環境性能割に対する交付金を8款に計上してございます。

10款地方交付税でございますが、国の令和2年度地方財政計画では出口ベースでの総額が前年度比2.5%の増となっております。当町におきましては、平成27年度からの普通交付税の合併算定がえ漸減期間が終わり、令和2年度から一本算定となりますが、基準財政需要額の算定数値となる地域社会再生事業費や幼児教育無償化などの個別事情を勘案し、普通交付税と特別交付税合わせまして前年度当初との比較で1.2%の増としてございます。

なお、当初予算といたしましては、不測の財政需要や制度改正等にも対応できるよう一定の留保に配慮し、計上してございます。

2款から11款までの合計では前年度と比較し、5,571万円、1.0%の増としてございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 続きまして下段、12款1項1目1節高齢者福祉費負担金でございますが、養護老人ホームに入所されている方の自己負担分でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 2目は小学校、中学校の学校災害共済の保護者負担金で1人当たり500円でございます。1節小学校負担金は683名分、2節中学校負担金は413名分でございます。

○総務課長（本間和彦君） 20ページ・21ページをお願いいたします。

13款1項1目1節行政財産目的外使用料でございますが、役場庁舎、観光施設、公民館などの教育施設に設置の自動販売機の設置料、役場庁舎に設置しているATMの設置料、中央行政センターに設置している携帯用アンテナ設置使用料や公共的団体による事務所機能としてコミュニティセンターの施設使用料、また電力柱や電話柱などの土地使用料を計上してございます。

○生涯学習課長（皆川信之君） 次の2目1節高齢者福祉使用料でございますが、中央ふれあい館使用料でございます。入浴料及び会議室等の使用料を実績をもとに計上してございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 2節子ども園使用料でございますが、3歳未満児214名分の使用料を計上してございます。広域入所給付金でございますけれども、他自治体からの給付金でございます。前年度実績を勘案し、8名分を見込んでございます。延長保育事業利用料は、子ども園3園で延べ600時間、一時保育事業利用料につきましては、子ども園3園で延べ300日程度を見込んで計上いたしました。

また、こども園使用料滞納繰越分、それから延長保育事業利用料滞納繰越分、一時保育事業利用料滞納繰越分は存置でございます。

次の3節放課後児童健全育成事業利用料でございますが、これは放課後児童クラブの利用料でございます。通年利用259名分、長期休業のみの利用61名分を見込んでございます。

また、滞納繰越分は存置でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、3目1節環境衛生使用料は斎場の使用料です。元年度実績見込みにより300件を見込んで計上しております。

その下、2節行政財産目的外使用料は墓地公園内の電柱敷地1カ所分を計上しております。

○建設課長（木村英彰君） 4目1節はあったか山グラウンドゴルフ場使用料としまして4,000人分の利用を見込むものでございます。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 5目商工使用料でございますが、千畑地区大台野広場、六郷地区ふれあい広場、仙南雁の里山本公園などの施設使用料について、今年度実績をもとに計上しております。

○建設課長（木村英彰君） 6目1節住宅使用料の現年分ですが、町営住宅189戸と駐車場154台分を計上しております。滞納繰越分は総額の2%を見込んでおります。

2節道路使用料の主なものは東北電力及びN T Tの電柱設置による占用料でございます。

3節公園使用料及び次のページのページのカントリーパーク施設使用料は存置でございます。

○生涯学習課長（皆川信之君） 次に7目教育使用料、1節社会教育使用料、2節社会体育使用料ですが、社会教育施設5施設と社会体育施設8施設の使用料を実績に基づき計上しております。

1項の説明は、以上でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、2項1目総務手数料でございます。1節は戸籍の謄抄本の発行手数料2万1,000件を見込んで計上しております。

○税務課長（藤田信晴君） 2節事務手数料及び3節督促手数料につきましては、令和元年度の実績見込み額をもとに計上しております。

○住民生活課長（高橋久也君） 次の2目1節生活環境手数料でございますが、墓地公園の管理手数料127件分と墓地に係る手続の手数を存置計上、それから犬登録関係手数料も予防接種など元年度の実績見込みから600頭を見込み、計上しております。

次の2節清掃手数料は一般廃棄物処理業の許可に係る手数料としまして8業者分、それからごみ処理手数料は有料ごみ袋、粗大ごみ収集券の売り払い代金につきまして元年度の実績見込みをもとに計上しております。

- 商工観光交流課長（黒田逸人君） 次の3目商工手数料でございますが、いずれも存置計上でございます。
- 教育総務課長（煙山光成君） 次のページをお開きください。25ページ、4目民生手数料の1節督促手数料でございますけれども、こども園使用料に係る手数料でございます存置でございます。
- 福祉保健課長（齊藤敦子君） 14款1項1目1節社会福祉費負担金でございますが、低所得者層を抱える国民健康保険を支援する国庫負担金で、負担割合2分の1を計上しております。
- 2節障害者福祉費負担金でございますが、障害者総合支援法に基づき給付される国庫負担金分で、いずれも負担割合2分の1を計上しております。
- 3節医療給付費負担金でございますが、1歳未満の未熟児医療に係る国庫負担金で負担割合2分の1を計上しております。
- 4節児童手当国庫負担金でございますが、児童手当の国庫負担分でございます。
- 教育総務課長（煙山光成君） 5節児童福祉費負担金でございますが、他自治体の認定こども園等へ保育業務を委託した場合の国庫負担分でございます。16名分を見込んでおり、負担率は基準額に対しまして3歳以上児は50%、3歳未満児は52.875%でございます。
- 住民生活課長（高橋久也君） 次の14款2項1目総務費国庫補助金の総務費補助金でございますけれども、社会保障・税番号システム改修と個人番号カード交付事業に係る国の補助金を元年度実績を見込み計上しております。
- 福祉保健課長（齊藤敦子君） 2目1節障害者福祉費補助金でございますが、訪問入浴や日中一時支援など障害者の支援事業に係る国庫補助金で事業費の2分の1を計上しております。
- 教育総務課長（煙山光成君） 2節児童福祉費補助金でございますが、放課後児童クラブの運営やこども園へ看護師を配置するといった事業に対して国が補助するものでございまして、補助率は3分の1でございます。
- 福祉保健課長（齊藤敦子君） 3節社会福祉費補助金でございますが、生活困窮者の相談支援等を実施するための費用に係る国庫補助金で、補助割合4分の3を計上しております。
- 建設課長（木村英彰君） 3目1節の浄化槽設置整備事業費補助金は、70基分設置に対する国庫補助額を計上しております。
- 福祉保健課長（齊藤敦子君） 2節保健衛生費補助金のがん検診推進事業費補助金でございますが、乳がん、子宮がん検診の事務費に係る国庫補助金でございます。すぐ下の感染症予防事業費等国庫補助金でございますが、令和元年度から令和3年度まで実施することになっている風疹抗

体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査、予防接種費用に係る国庫補助金で10分の10補助で  
ございます。

○建設課長（木村英彰君） 4目1節道路新設改良費の社会資本整備総合交付金は幹線道路改良舗  
装、歩道整備、橋梁補修、舗装補修及び除雪機械更新に対する交付金で事業費の56%、除雪機械  
については3分の2の交付率を見込むものでございます。

次の2節住宅管理費の交付金は一般住宅の耐震診断及び耐震改修、それぞれ3件に対する交付  
金を見込むものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 5目教育費国庫補助金の1節及び2節でございますけれども、要  
保護児童生徒に係る就学援助費補助金の存置計上でございます。

○生涯学習課長（皆川信之君） 次の3節社会教育費補助金でございますが、埋蔵文化財発掘調査  
事業に係る補助金で、事業費の2分の1を計上しております。

続いて、26ページ・27ページをごらんください。

最初の農林水産業費国庫補助金ですが、この目については廃目となっております。農観連携交  
流促進施設整備事業において坂本東嶽邸の改築工事と佐藤家蔵の移築工事の事業完了に伴うもの  
でございます。

2項の説明は、以上でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、3項1目をごらんください。

1節の総務管理費委託金は町が行う自衛官募集事務に係る委託金で定額でございます。

2節戸籍住民基本台帳費委託金は在留外国人の各種届け事務に係る委託金でございます。現在  
57名が在町しております。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 2目1節児童福祉費委託金でございますが、心身に障害を有する  
児童を養育している保護者に支給される特別児童扶養手当の事務に係る国からの委託金で、10の  
10補助でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 次の2節国民年金事務費委託金は国民年金の届け出免除等の事務  
に要する費用で国からの補助金でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 15款1項1目1節社会福祉費負担金でございますが、上2つの保  
険基盤安定負担金は国民健康保険の税軽減分と低所得者層の支援分で負担割4分の1、3つ目は  
後期高齢者医療の税軽減分の県負担金で負担割4分の3でございます。一番下の民生児童委員協  
議会負担金は民生児童委員協議会事業に対する県からの負担金でございます。

2節障害者福祉費負担金でございますが、障害者総合支援法に基づき給付される県負担金分4

分の1を計上しております。

3節医療給付費負担金でございますが、1歳未満の未熟児医療に係る県負担金で負担割4分の1でございます。

4節児童手当県負担金でございますが、児童手当の県負担分でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 5節児童福祉費負担金でございますが、他自治体の認定こども園等へ保育業務を委託した場合の県負担分でございますが、負担率は基準額に対しまして3歳以上児は25%、3歳未満児は22.4%でございます。

○生涯学習課長（皆川信之君） 次の2目教育費県負担金1節ホストタウン事業費負担金でございますが、タイのバドミントンナショナルチームの美郷合宿に伴う交流事業経費の3分の2を計上してございます。

1項の説明は、以上でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 28・29ページをお願いいたします。

2項1目1節生活バス路線維持費補助金でございますが、乗合路線バス運行に対する補助金で、令和元年度実績を勘案し、計上してございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 2目1節障害者福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金でございますが、訪問入浴や日中一時支援など障害者の支援事業に係る県補助金で、補助割合は4分の1でございます。2つ目のすこやか療育支援事業費補助金でございますが、児童発達支援サービスの利用に係る県補助金で、補助割合は2分の1でございます。

2節高齢者福祉費補助金でございますが、1つ目は老人クラブへの県補助金でございます。次の2つの補助金は町内の介護施設新設に係る整備費及び準備経費の県補助金で、歳出により介護施設に支払われるものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 3節児童福祉費補助金でございますが、すこやか子育て支援事業費補助金は保護者の経済的負担を軽減するために認定こども園使用料や、その給食費に対して行われる補助金でございます。

また、平成30年4月2日以後に第3子以降のお子さんが生まれた場合に予防接種や子育てに関する費用、そういったものを1万5,000円を上限に助成をしておりますけれども、その分の県の補助金を計上してございます。

それから、放課後児童健全育成事業費補助金は放課後児童クラブの運営に対するもの、市町村子ども・子育て支援事業費補助金は認定こども園で実施しております子育て支援事業に対する補助金でございます。

地域子ども・子育て支援事業費補助金でございますけれども、こども園への看護師配置事業などに対する補助金でございます。来年度も看護師を各認定こども園に1名ずつ配置する予定でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 4節医療給付費補助金でございますが、福祉医療費に対する県制度分の補助金で、補助割合2分の1でございます。

5節戦没者遺族特別弔慰金補助金でございますが、5年に1回実施される特別弔慰金請求受け付け及び支給事務に係る補助金でございます。

3目1節保健衛生総務費補助金でございますが、妊婦健診、歯科健診、各種がん検診、自殺対策事業等健康づくり及び健康増進に係る事業への県補助金で補助割合2分の1でございます。

○建設課長（木村英彰君） 2節の浄化槽設置整備事業費補助金は70基分設置に対する県の補助金でございます。

○農政課長（高橋 勉君） その下、県民参加の森づくり事業費補助金ですが、七滝水の森植樹事業などに係る県補助金でございます。

○農業委員会事務局長（奥山智佳等君） 4目1節農業委員会費補助金でございます。農業委員会交付金は農業委員会の事務に要する事務局職員の人件費に対する交付金でございます。機構集積支援事業費補助金は農業委員、職員の資質向上を図るための研修に参加するための経費に対する補助金でございます。

○農政課長（高橋 勉君） 次に、2節農業振興費補助金でございます。経営所得安定対策等推進事業費補助金ですが、町地域農業再生協議会が実施する経営所得安定対策事業に対する事務費の補助でございます。

環境保全型農業直接支払交付金ですが、化学肥料、化学合成農薬を低減した上でカバークロップの作付など自然環境保全に資する営農に対し、交付するものでございます。

1つ置きまして、農業次世代人材投資事業補助金ですが、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する資金を交付するものでございます。

機構集積協力金ですが、農地中間管理機構を通じて農地を貸し付けした場合に農地の出し手への交付や農地の集積を行った地域に対して交付されるものでございます。

地域で学べ！農業技術研修補助金でございますが、県農業試験場での研修予定者2名と大仙市の新規就農研修施設での研修予定者1名の奨励金に対する県の2分の1補助でございます。

1つ置きまして、農林漁業振興対策支援事業補助金ですが、複合経営の推進と農業経営の安定化を図るための県の農林漁業振興臨時対策基金事業における農業夢プラン応援事業での補助金で

ございます。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金ですが、担い手の経営発展の推進を図ることとして産地担い手の発展の状況に応じて必要な機械、施設等の導入を支援するもので、2経営体の実施を見込んでおり、補助率は10分の3以内でございます。

園芸メガ団地整備事業費補助金でございますが、園芸振興をリードするメガ団地の整備を支援するもので、国庫事業と県単独事業をあわせて行うもので、2法人でキュウリ栽培での取り組みとなり、事業費ベースでおよそ2億5,000万円となっております。

次に、農村整備費補助金でございます。多面的機能支払推進交付金は事業推進のための事務費交付金でございまして、30ページ・31ページをお願いいたします。多面的機能支払交付金は当事業に対する4分の3の補助となっております。中山間地域等直接支払推進交付金は事業推進のための事務費交付金でありまして、次の中山間地域等直接支払交付金は中山間地域における農業生産活動を通じて多面的機能を確保するための取り組みに対する交付金で4分の3の補助となっております。

一番下の農業用水路等長寿命化・防災減災事業補助金は防災重点ため池に係るハザードマップ作成への補助であります。

続いて、4節林業費補助金です。森林病虫害等防除対策事業費補助金、その下のマツ林・ナラ林等景観向上事業費補助金は松くい虫防除及びナラ枯れ防止対策として伐倒駆除費等に対する補助金でございます。

豊かな里山林整備事業費補助金ですが、生態系の健全な維持回復を図り、クマ出没を抑制することを目的に山際の下刈りなどによって森林と平地を区別した緩衝帯をつくる事業に対する補助でございます。

林道整備事業費補助金ですが、七滝山の針広混交林化などに向け林道を整備するための業務委託や工事に対する補助で補助率は55%です。

4目は、以上です。

○建設課長（木村英彰君） 5目1節の環境整備地域連携事業費補助金ですが、河川愛護団体による河川の草刈り等の清掃活動に対する県からの補助金でございます。

2節の木造住宅耐震改修事業費補助金は耐震診断及び耐震改修、それぞれ3件分に対する県の補助金でございます。

○生涯学習課長（皆川信之君） 次の6目1節社会教育費補助金でございます。

1行目、埋蔵文化財発掘調査事業補助金でございますが、これについては県補助10分の1を計

上してございます。次の学校・家庭・地域連携総合推進事業費補助金については、学校支援コーディネーター業務に関する事業費の3分の2を計上しております。

○教育総務課長（煙山光成君） 2節教育総務費補助金でございますけれども、地域ぐるみで学校の安全を見守るといったことでスクールガードリーダーの活動費など、子ども見守り活動全般に対する県補助金でございます。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 次の7目商工費県補助金でございますが、県と連携して実施します移住支援事業費補助金の県補助金を1件分、事業費の4分の3を計上しております。

2項の説明は、以上です。

○総務課長（本間和彦君） 同じく3項1目1節県広報誌類配布委託金でございますが、県政だより及び県議会だよりの配布に対する委託金でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） その下、人権啓発活動地方委託金は町内3小学校で取り組んでいただく人権の花運動に係る委託金、定額助成でございます。

○税務課長（藤田信晴君） 2節税務総務費委託金につきましては、県民税の徴収事務に係る委託金で、令和元年度実績見込み額をもとに計上してございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 次の3節戸籍住民基本台帳費委託金でございます。人口流動調査、人口動態調査に係るものでございまして、定額助成でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 4節統計調査費委託金でございますが、学校基本調査を初めとする5つの統計調査に対する委託金でございます。

○総務課長（本間和彦君） 同じく5節選挙費委託金は秋田県知事選挙の委託金でございます。

次の6節から次のページの2目1節、3目1節、4目1節、5目1節、6目2節、7目1節、8目1節につきましては、県からの権限移譲による交付金でございます。

○建設課長（木村英彰君） 上から5行目に戻っていただきまして、6目1節冬期除雪作業委託金ですが、県道の3路線、車道12.6キロメートル、歩道2.7キロメートルを町が除雪することに対する県からの委託金です。

○生涯学習課長（皆川信之君） 次の7目2節埋蔵文化財発掘調査でございますが、昨年に引き続き圃場整備事業畑屋中央地区の整備に伴う埋蔵文化財の調査で、令和2年度施工区域内の中野字寺田地域1カ所2,000平方メートルほどの発掘調査のための委託金でございます。助成率は事業費の92.5%でございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、16款1項1目1節土地建物貸付収入でございますが、土地分といたしましては、千畑工業団地、旧学校用地及び電柱電話柱用地などの貸し付け39件分で

ございます。建物といたしましては、現在の南行政センターのATMとPHS基地局の貸し付け分を計上してございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 光ファイバー芯線等貸付収入でございますが、82局、83局内の光ファイバーIRU契約に基づくNTTからの貸付収入でございます。

続きまして、2目利子及び配当金でございます。14の基金それぞれの利子分を計上してございます。

なお、上から5行目配当金につきましては、県南環境保全センターからの配当金を計上してございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、34ページ・35ページをお願いしたいと思います。

同じく2項1目1節不動産売払収入でございますが、土地及び建物につきましては存置の計上でございます。立木売払収入でございますが、仏沢地区の町有林16.5ヘクタール分の搬出間伐の売払収入などを計上してございます。

○建設課長（木村英彰君） 2目1節物品売払収入は道路改良工事等で発生した2次製品の古材を売り払いした際の収入を計上しております。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 次の3目生産物売払収入でございますが、ラベンダーまつり期間中のラベンダー摘み取り料、美郷雪華の抽出液売り払い代金について実績をもとに計上しております。

続きまして、17款1項1目一般寄付金ですが、これは存置計上でございます。

次のラベンダー育成協力金はラベンダーまつり期間中の実績をもとに計上しております。

○企画財政課長（高橋 穰君） 2目指定寄付金でございますが、ふるさと美郷応援寄付金としてこれまでのふるさと納税の実績等を勘案し、1,300万円を計上してございます。

続きまして、18款1項基金繰入金でございますが、1目振興基金繰入金は地域振興や地域住民の一体感を醸成するためのソフト事業に充当するため計上してございます。

2目ふるさと美郷子ども育成基金繰入金はふるさと納税を財源とした基金でございますが、子どもの感性、想像力育成事業などに充当するため計上してございます。

3目公共施設整備基金繰入金でございますが、公共施設の整備等に係る事業のうち、補助金や有利な起債の充当が見込めないものについて充当するために計上してございます。

○農政課長（高橋 勉君） 4目1節薬用植物栽培推進基金繰入金ですが、株式会社龍角散からの寄附による基金を活用し、栽培農家に対し、栽培面積や出荷量等に応じ支援を行うため、一部繰り入れるものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 次のページをお開きください。

上段、5目1節佐々木毅「鴻鵠の志」育成基金繰入金でございますが、令和2年度から基金を活用して事業を実施いたしますので、その財源として繰り入れるものでございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） その下、減債基金繰入金でございますが、令和2年度は町債の繰り上げ償還を計上しないことから、その財源としての減債基金からの繰り入れも行わないため廃目とするものでございます。

次に、19款繰越金でございますが、前年度繰越金として計上してございます。

○税務課長（藤田信晴君） 20款1項1目延滞金ですが、令和元年度実績見込み額等をもとに計上しております。

2目過料につきましては、存置計上としております。

○企画財政課長（高橋 穰君） 同じく2項1目町預金利子でございますが、前年度実績等を考慮し、計上してございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 次に3項1目1節でございます。奨学資金貸付金元利収入でございますけれども、奨学資金貸付金の償還金は107名分を見込んでございます。滞納繰越分につきましては、分納誓約書を提出し、毎月納付いただいている方の分を計上いたしました。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 2目高齢者住宅整備資金貸付金元利収入でございますが、元金及び利子は存置、滞納繰越分は2名分を計上しております。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 次の3目中小企業振興貸付金元利収入でございますが、貸付金のもとになる預託金の元金収入でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 4目障害者住宅整備資金貸付金元利収入でございますが、元金は1名分を、利子は存置計上しております。

○住民生活課長（高橋久也君） 次のページ、38・39ページをお願いいたします。

4項1目総務費受託事業収入でございますけれども、1節総務費受託事業収入につきましては、交通災害共済の受託事務にかかわるものでございまして、事務費のほか、1,800件の加入を見込み、計上しております。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 2目1節民生費受託事業収入でございますが、保険者である広域市町村圏組合から介護保険総合事業等に要する費用分の収入でございます。

○農業委員会事務局長（奥山智佳等君） 3目1節農林水産業費受託事業収入でございます。農業者年金基金業務受託収入は独立行政法人農業者年金基金から委託される年金事業にかかわる届け出の受け付け、点検、送付事務に係る受託収入でございます。

特例事業等業務受託収入は公益財団法人秋田県農業公社から委託される農地売買の取り扱いに関する受託収入でございます。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） その下の道の駅施設改修事業受託収入ですが、道の駅改修工事における国所有施設である公衆トイレ、道路情報センターの国負担分でございます。

○総務課長（本間和彦君） 同じく5項1目の1節違約金、2節延納利息は措置計上でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 2目給食事業収入は学校給食及び認定こども園の給食に係る収入でございます。学校給食費受入金は児童749名、生徒451名、教職員等は156名分でございます。また、一時保育給食費は432食分、こども園職員等給食代は183名分を計上いたしました。また、一番下のこども園給食費受入金でございますけれども、他自治体に住む園児に関する給食費でございます、3名分を計上してございます。

次に3目1節過年度収入でございますけれども、子ども・子育て事業等に係る国庫負担金等の精算に伴い、過年度収入があった場合を想定しまして存置計上したものでございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、雑入でございますが、特に金額の大きなものを説明いたします。

総務課関係では、41ページ上から7行目、搬出間伐事業補助金でございますが、仏沢地区16.5ヘクタールの間伐事業に対する仙北東森林組合からの補助金でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 続きまして企画財政課関係でございます。

中段に秋田県市町村振興協会からの交付金と助成金を計上してございますが、これは同協会が市町村振興宝くじの収益金を活用し、市町村を支援する目的で交付しているものでございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 続きまして福祉保健課関係でございます。

6行下の介護予防サービス計画作成費収入でございますが、介護予防プランの作成費用として国民健康保険団体連合会から支払われるものでございます。その下、総合健診料は自己負担分を計上しております。1つあけて、後期高齢者健診事業補助金でございますが、後期高齢者の健診に係る秋田県後期高齢者医療広域連合からの補助金でございます。すぐ下の配食サービス事業利用者負担金でございますが、利用者の自己負担分を計上しております。下から2行目の介護予防ケアマネジメント作成費収入でございますが、介護予防・日常生活支援総合事業利用者のケアプランを作成する費用が国民健康保険団体連合会から支給されるものでございます。

次のページをお願いいたします。

一番上の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る委託料でございますが、フレイルのおそれ

のある高齢者を全体的に支援するため、令和2年度からの新規事業で高齢者保健事業、国民健康保険事業、介護予防事業を一体的に実施するもので秋田県後期高齢者医療広域連合から支払われる委託料でございます。

福祉保健課は、以上でございます。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 商工観光交流課関係でございます。

その2つ下、地元対策負担金ですが、サテライト六郷の競輪及びオートレースの売り上げの0.5%を予算計上してございます。金額については実績をもとに計上したものでございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 続きますして、21款町債でございます。1項1目総務債の1節生活交通対策事業債は予約制乗合タクシー運行事業に充当するものでございます。2節移住・定住推進事業債は定住促進奨励事業に充当するものでございます。3節公共施設整備事業債でございますが、合併特例債は学友館への電算室設置事業に、過疎対策事業債は公共施設解体事業に充当するものでございます。

次に、2目民生債の1節高齢者福祉対策事業債はふれあい安心電話事業及び軽度生活支援事業に充当するものでございます。2節子育て支援事業債は子ども医療事業に充当するものでございます。

次に、3目商工債の1節観光施設整備事業債は手づくり工房湧子ちゃん改修事業及びラベンダー園客土土壌改良事業に充当するものでございます。

次に、4目土木債の1節町道新設改良事業債でございますが、合併特例債は社会資本整備総合交付金事業及び道路舗装補修事業に、過疎対策事業債は集落間道路整備事業等に、公共施設等適正管理推進事業債は橋梁長寿命化事業に充当するものでございます。

次に、5目消防債の1節消防施設整備事業債でございますが、過疎対策事業債は消防車両購入に伴う大曲仙北広域市町村圏組合への消防費負担金に、緊急防災・減災事業債は小型動力ポンプ導入に充当するものでございます。2節防災対策事業債は空き家解体事業に充当するものでございます。

次のページをお願いいたします。

6目教育債の1節教育施設整備事業債は北体育館床改修事業に充当するものでございます。2節教育支援事業債は英語指導助手配置事業に充当するものでございます。

次に、7目農林水産業債の1節農村整備事業債は圃場整備事業に充当するものでございます。2節農山漁村活性化事業債は道の駅改修事業に充当するものでございます。3節公有林整備事業債は林道七滝山線整備事業に充当するものでございます。4節畜産施設整備事業債は堆肥センタ

一のホイールローダー購入に充当するものでございます。

7目5節農業振興事業債は新規就農者支援事業に充当するものでございます。

次に、8目1節公営企業債は千畑東部地区紫外線処理施設事業に係る一般会計からの繰入金に水道事業一般会計出資債を充当するものでございます。

次に、9目労働債の1節雇用対策事業債は企業人材獲得支援事業に充当するものでございます。

歳入の説明は、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。46・47ページをお願いいたします。

初めに、各課における昨年度までの7節賃金が会計年度任用職員制度開始に伴い廃止となりました。これにより、昨年度までの8節報償費が7節に繰り上がり、以降1節ずつ繰り上がっております。

なお、これまでの臨時職員等の賃金に相当する経費でございますが、会計年度任用職員については、フルタイム職員の場合2節給料に、パートタイム職員の場合1節報酬に、また、その他短期単発作業等の賃金については委託料に予算措置してございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、職員の人件費につきましてご説明いたします。

特別職として町長、副町長、教育長、議員、その他の特別職並びに会計年度任用職員265名を含む一般職477名分の報酬、給料、職員手当及び共済費をそれぞれ計上してございます。

人件費の概要につきましては、174ページからの給与費明細書に記載してございますので、ごらん願います。

特別職につきましては、議員につきまして欠員が生じていることなどからトータルで369万7,000円の減額となっております。

一般職でございますが、前年度との比較ではトータルで4億7,498万4,000円の増額となっておりますが、新たに制度開始となります会計年度任用職員分の4億8,768万4,000円が加算されてございますので、除いたところの比較では1,270万円の減額となっております。これは職員数の減によるものでございます。職員手当の内訳や前年度比較等につきましては、表のとおりでございます。

人件費の概要は、以上でございますので、以降各款項目の人件費の説明は省略をさせていただきます。

それでは、人件費以外の歳出について、順次説明をまいります。

まずは、1款1項1目議会費でございますが、議員報酬、議会活動、議会運営に関する経費が

主なものでございます。

続きまして、2目議会広報費でございますが、48ページ・49ページ上段にかけてでございますが、みさと議会だより及び議会日程などを周知するためのみさと議会だよりお知らせ版のそれぞれ4回の発行経費及び議会広報用カメラの購入費などを計上してございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費でございますが、48ページから55ページまででございます。

まずは総務課関係でございますが、文書管理や庁舎管理をはじめとする通常業務遂行に要する経費のほか、昨年5月に策定した美郷町公共施設等最適化実施計画の推進に向けた経費や職員的能力向上のための研修費や厚生関係の経費を計上してございます。

主なものといたしましては、職員能力向上事業といたしまして職員の能力開発及び意識改革等のための研修経費を8節、12節、18節に計上してございまして、延べ職員511名の受講を予定しているところでございます。

また、平成31年4月から実施をしております日本航空株式会社との人事総合交流を引き続き実施したく町派遣職員の宿舍の借上料を13節に計上してございます。

役場庁舎の改修工事につきましては、本庁舎3階トイレの洋式化及び課の配置変更等に伴う工事費を14節に計上してございます。

企画財政課関係では、公共施設等最適化実施計画に基づき機能廃止が計画されている中央行政センター内にある電算室を学友館に移設する経費を計上してございます。

続きまして、2目行政推進費でございますが、54ページから57ページまででございます。

まずは総務課関係でございますが、行政区の機能強化に要する経費やコミュニティセンターの管理費等を計上してございます。コミュニティセンターの管理事業といたしまして施設駐車場の区画線設置、金沢コミュニティセンターの屋根塗装等に係る経費を14節に計上してございます。

次に企画財政課関係でございますが、交通施策事業として乗合タクシーに関する経費や路線バス維持対策費のほか、飯詰駅舎の管理費等を計上してございます。また、後三年駅・飯詰駅駐輪場の塗装工事を予定しております。

地域コミュニティ推進事業といたしまして、集会施設整備などの地域活動整備事業費補助金や行政区及びボランティア団体が行う特色ある事業に対する交付金である、活力ある地域づくり事業費補助金を計上してございます。

共同参画のまちづくり事業といたしましては、住民活動センターの指定管理に要する経費に加え男女共同参画の推進に要する経費などを計上してございます。

また、本目には農政課関係として美郷フェスタ開催に要する経費も計上してございます。

続きまして、56ページ・57ページをお願いいたします。

同じく3目文書広報費でございますが、広報美郷及びお知らせ版の発行経費、ホームページの管理経費、やまびこ座談会の開催経費などを計上してございます。

○会計管理者兼出納室長（小田長光仁君） 次に59ページ上段までの4目会計管理費ですが、会計全般に係る出納事務に要する経費を計上してございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、58ページ・59ページをお願いいたします。

5目の財産管理費でございますが、60ページ・61ページの上段まででございます。町有施設、土地などの普通財産の管理、公用車及び町有バスなどの維持管理、松・杉並木の管理、町有林の管理、中央行政センターの管理経費などを計上してございます。

主なものといたしまして、町有林の保育事業では仏沢地区の16.5ヘクタール・880立米の搬出間伐等に要する経費を12節に町有林保育事業委託料として計上しております。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 同じく6目企画費についてご説明いたします。

総務課関係では、美郷大使関連の来町経費、名刺作成経費等として7節報償費、8節旅費、10節需用費、11節役務費に計上しております。

また、企画財政課関係では、ふるさと納税の推進に要する返礼品の経費として7節報償費、11節役務費に計上しております。ふるさと納税の返礼品につきましては、町の特産品や町内事業者等が製造生産するものを取りそろえ、寄付してくださる方々のニーズに応じてまいります。

商工観光交流課関連では、ふるさと会、移住定住促進、地域間交流、日本航空等の協定企業との連携事業が主なものでございます。

8節旅費から13節使用料及び賃借料までは、ふるさと会参加に伴う旅費のほか、日本航空との連携事業、長野県東御市や栃木県那珂川町、北海道中富良野町といった地域間交流に要する経費を計上しております。

18節負担金補助及び交付金の主なものといたしましては、63ページをお願いいたします。下から5番目の地域間物販交流出店支援事業補助金として地域間交流を行っております東御市、那珂川町、中富良野町に出向いて物販を行う町内事業者に対して支援する経費として各箇所3事業者分を計上しております。

続いて、1つ下でございますが、定住促進奨励金として63件分を計上し、町外からの移住と町民の定住を推進してまいります。

1つ飛んで移住支援事業費補助金でございますが、昨年度より県との共同で実施しております

東京圏からの移住者に対する移住支援事業費補助金を1件分計上しております。

その下の空き家等活用移住定住促進事業補助金ですが、これは空き家を有効活用し、移住者・定住者の増加につなげようと今回新たに設けた補助制度でございます。

対象は3つございまして、1つ目は空き家を解体し、宅地分譲を行う町内事業者に対して補助率2分1、1棟当たりの上限50万円で解体費用を補助するものでございます。

2つ目は空き家を解体し、分譲住宅を建設する町内事業者に対して補助率2分の1、1棟当たりの上限50万円で空き家の解体費用を、補助率20分の1、1棟当たりの上限100万円で分譲住宅の建設費に補助するものでございます。なお、空き地に分譲住宅を建設する場合も対象といたします。

3つ目は空き家を解体し、賃貸住宅を建設する町民及び町内事業者に対して補助率2分の1、1棟当たりの上限50万円で空き家の解体費用を、補助率20分の1、上限300万円で賃貸住宅の建設費に補助するものでございます。なお、こちらにも空き地に賃貸住宅を建設する場合も対象といたします。

6目は、以上です。

○企画財政課長（高橋 稔君） 7目電子計算費でございますが、電算システムの安定稼働のための運用管理経費、庁舎内コピー機利用に係る経費、町が所有する光ファイバーケーブルの維持管理経費などを計上してございます。

64・65ページの18節には秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金やマイナンバー関連制度システムを管理する地方公共団体情報システム機構への中間サーバー利用負担金、情報セキュリティ対策のための秋田県情報セキュリティクラウドに対する利用負担金などを計上してございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、8目交通安全対策費は交通安全の啓蒙啓発の実施、それから交通安全施設の整備に要する経費を計上してございます。

交通指導員の任用の見直しによりまして、これまで1節報酬及び8節旅費に計上しておりました交通指導員の巡回や街頭指導などの出務の手当は現隊員17人分をこれまでと同額の1回当たり2,900円としまして年間80日の出務を見込み、7節報償費に計上しております。

また、交通死亡事故が多発していることから、10節の消耗品費、修繕費、17節の備品購入費において基礎的な交通安全対策に取り組むものとしてカーブミラーの維持修繕費などの交通安全施設の費用等を対前年比20%増額して計上しております。

18節のチャイルドシート購入費補助金は38人分を見込んでおります。

続きまして、9目防犯対策費でございます。防犯指導員につきましても交通指導員と同様の考えで街頭の巡回指導分の報酬及び費用弁償分を7節報償費に計上しております。金額につきましても、現指導員7人分をこれまで同額の1回当たりの出務を2,900円としまして年30回程度の出務を予定して計上しております。

10節では町内の防犯灯の電気料、修繕料、14節では工事請負費で既存防犯灯の修繕工事の予算を計上しております。

18節は関係団体への負担金補助金を計上しております。LED等のエコ化を推進した結果としまして元年度より15%の減額で計上、6年前と比較しますと電気料が年間およそ800万円、40%の費用が減額となり、その効果が見えてきております。エコ化率は現在98.2%となっております。

次の10目諸費でございます。ここでは秋田県防衛協会の会費、町自衛隊父兄会の補助金を計上してございます。

10目は、以上でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 66・67ページをお願いいたします。

上段の地方創生事業費でございますが、美郷版総合戦略における地方創生事業に集約して位置づけていた事業について、令和2年度は本来の各事業科目に移行して予算計上したため廃目とするものでございます。

○議長（澁谷俊二君） ここで、説明途中ですけれども、10分間休憩したいと思います。

（午前11時02分）

---

（午前11時12分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明、お願いします。

○税務課長（藤田信晴君） 66・67ページ中段、2項1目税務総務費からご説明いたします。

2項1目税務総務費ですが、税務一般に係る事務経費を計上してございます。

下段、2目賦課徴収費ですが、次の68ページ・69ページまでとなっております。賦課徴収に係る経費として納税通知書や封筒の印刷費、電算システムの保守委託料、固定資産税の標準地評価委託料、納税貯蓄組合への補助金等を計上してございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。住民票印刷、証明等の発行に要する印刷経費、これらに使用します機器の保守費用が主なものでございます。

直近における人口の推移を申し上げます。

住民基本台帳における令和元年12月末における総人口は1万9,361人、前1年間の転入が331人、転出428人、出生76人、死亡339人、昨年の同期比で人口で368人の減となっております。

マイナンバーの取得率は2月末現在で交付件数1,597人、交付率8.1%、さきに報告しました11月末の交付件数は1,419人、7.2%でしたので、この3カ月間で172人、0.9%の増となっております。

内容ですけれども、10節消耗品費には町内3小学校に人権啓発活動委託金を使用しまして花の苗を配布、引き続き人権の花運動を展開することとしております。

18節負担金補助及び交付金には人権擁護委員協議会等の負担金を計上しております。現在7人の委員より活躍いただいております。また、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISへの総合情報ネットワークシステムや公的個人認証サービスに関する事務取り扱い分としまして元年度を大体見積もりまして交付金を計上しております。

以上でございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、70ページ・71ページをお願いいたします。

同じく4項1目選挙管理委員会費でございますが、選挙管理委員及び選挙管理委員会に関する経費を計上してございます。

2目選挙啓発費でございますが、明るい選挙推進協議会の選挙啓発の経費が主なものでございます。

続きまして、3目秋田県知事選挙費でございますが、令和3年4月19日任期満了となる秋田県知事選挙の執行経費でございます。

続きまして、4目美郷町長選挙・美郷町議会議員補欠選挙費でございますが、72ページ・73ページ中段まででございます。ことし11月27日任期満了となる美郷町長選挙並びに公職選挙法の規定により行われる美郷町議会議員補欠選挙の執行経費でございます。

続きまして、参議院議員通常選挙費及び秋田県議会議員一般選挙費につきましては廃目でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 5項統計調査費でございますが、1目統計調査総務費は統計功労者表彰時の額の購入費等を計上してございます。

2目基幹統計費は調整調査に要する経費を計上してございます。調査員・指導員の報酬が経費の主なものでございます。令和2年度は5年に一度となる国勢調査をはじめ毎年実施の工業統計調査、その他都度調査の各種統計調査を実施いたします。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、74ページ・75ページをお願いいたします。

同じく6項1目監査委員費でございますが、監査委員報酬をはじめ費用弁償等監査等に要する経費を計上してございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 続きまして、3款民生費をご説明いたします。

76・77ページ上段までの1項1目社会福祉総務費でございますが、生活困窮者対策、献血事業及び民生児童委員等社会福祉にかかわる各種団体への補助が主なものでございます。令和2年度は第十一回特別弔慰金事務費も含まれております。

77ページ下段から78・79ページ上段の2目障害者福祉費でございますが、大部分が障害者総合支援法に基づく事業に係るもので、令和2年度は第6期障害者福祉計画策定準備に係る事務経費も含まれております。

79ページ2段目、18節上から2行目の大曲仙北広域市町村圏組合社会福祉法人助成費負担金は社会福祉法人補助金でかわ舟の里角間川分でございます。

79ページ下段から82・83ページ上段までの3目高齢者福祉費でございますが、中央ふれあい館管理費並びに介護予防・日常生活などの総合事業及び認知施策推進総合戦略に沿った事業に係るもので、特に予防対策の充実を図るものが主なものでございます。令和2年度、新たに策定する高齢者福祉計画の費用及び令和2年度から新たに取り組む訪問型短期集中予防サービスもこちらに含まれております。

令和2年度増額となっておりますのは、83ページ中ほどの18節一番下、小規模介護施設等整備事業費補助金で、歳入でご説明いたしました介護施設の整備及び準備経費に係る県からの補助金を介護施設に支払うもので令和2年度限りのものでございます。

83ページ下段から84・85ページ上段にございます4目医療給付費でございますが、国民健康保険、後期高齢者医療及び福祉医療に関して一般会計で負担する費用を計上しております。

83ページ下段の18節1・2行目は後期高齢者医療制度に係る町の負担分、3行目人間ドック等費用助成金は人間ドックを受診される後期高齢者の方への助成金でございます。

19節扶助費でございますが、令和元年度まで地方創生事業費に計上されていた拡大分についても計上しております。

84・85ページ上段の27節は国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございますが、子ども会が行う事業に対する助成が主なものでございます。

2目ひとり親家庭福祉費でございますが、ひとり親家庭への支援として小中学校卒業予定者50名に送るお祝い記念品に係る費用を計上しております。

○教育総務課長（煙山光成君） 3目児童福祉施設費でございますが、89ページ中段まででございます。町内24カ所の児童遊園地管理経費とこども園の管理運営に関する予算を計上してございますが、こども園に関する予算が主なものでございます。町内の認定こども園3園の入園者数ですが、全体で560名を見込んでございます。子どもたちが健やかに成長するための施設の管理と環境づくりの経費を各節に計上いたしました。1節は園医等の報酬を、11節から14節までは施設の維持管理に係る経費を計上してございます。

87ページ中段をお願いいたします。

12節委託料でございますけれども、一番上の施設管理委託料は児童遊園地を自治会へ管理委託する場合の費用が主なものでございます。委託料の下から2行目の保育業務委託料は本町の子どもが他の自治体の保育園等に入園した場合の費用でございまして、16名分を見込んでございます。

次の給食業務委託料でございますが、一般社団法人美郷町学校給食協会に対し、こども園給食の調理等を委託する費用でございます。

次のページ、88・89ページをお願いいたします。

上段、14節工事請負費でございますが、保育環境の維持向上を目的として遊具の更新など各園で工事を実施いたします。

次に、4目子育て支援費のご説明をさせていただきます。91ページ中段まででございます。ここでは子育て支援事業や放課後児童クラブの運営に関する経費を計上してございます。

89ページの中段、1節でございます。ここには子ども・子育て会議の委員の報酬を計上させていただいております。放課後児童クラブの運営に関する予算でございますが、放課後児童クラブにつきましては、全体で320名の利用を見込んでございます。

89ページ下段のほうになりますけれども、12節委託料でございます。長期休業期間に必要な支援員が不足することを見込み、その支援員をシルバー人材センターに委託するため放課後児童クラブ支援業務委託料を計上してございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。91ページの中段、19節扶助費でございます。子育てファミリー支援事業助成につきましては、平成30年4月2日以降に第3子以降のお子さんが生まれたご家庭に対する助成でございまして、予防接種や知育玩具等の購入費に対して年1万5,000円を上限に補助するものでございます。このご家庭は、対象のお子さんが就学するまで対象

となるものですが、予算には20名分を計上してございます。

それから、その下でございます。子育てのための施設等利用給付費でございます。3歳以上の認可外保育施設を利用した場合の費用を給付するものございまして、1名分を計上いたしました。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 5目児童措置費でございますが、児童手当に要する費用でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 次の3項1目災害対策費は、19節扶助費に災害による被害を受けた方への見舞金としまして元年度と同額を計上しております。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 続きまして、4款1項1目保健衛生総務費でございますが、94・95ページまでとなります。こちらは保健センターの管理費、セルフケア推進事業、心の健康づくり及び少子化対策助成に係る費用が主なものでございます。令和2年度から開設する子育て世代包括支援センターの経費もこちらに含まれております。

95ページ中ほどの14節工事請負費でございますが、保健センター屋根の鉄骨破風の傷みが激しいため、修繕工事を実施いたしたく費用を計上しております。

95ページ下段から96・97ページ上段までの2目予防費でございますが、妊婦健診、乳幼児健診、がん検診及び各種予防接種に係る費用を計上しております。

97ページ上段、12節委託料の下から2行目、予防接種委託料でございますが、各種予防接種のほか風疹抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査、予防接種費用に係る経費を計上しております。

○住民生活課長（高橋久也君） 続いて、3目環境衛生費でございます。環境保全に対する費用と墓地関係の予算を計上しております。

7節、8節、10節には特に水環境の保全啓蒙活動、水環境マイスター等の取り組みに要する予算を計上しております。水環境シンポジウムや水辺クリーンアップ事業に取り組む予算も計上しております。

次の98・99ページをお開きください。

上段、12節の委託料は墓地公園7カ所の管理費用と、それから7カ所の河川排水路の水質検査に要する費用を計上しております。

18節負担金補助及び交付金の一番下、墓地整備事業補助金は墓地整備事業補助金交付要綱によりまして管理組合から共同墓地の整備のために費用として交付したく計上しております。

次の2項1目清掃費ですが、101ページ上段まで一緒にごらんください。

一般廃棄物、家庭ごみの収集運搬、そして処理及び処分に係る費用でございます。小型家電の回収、それから布の回収、リサイクルを年4回実施するものとしております。また、環境に有害な水銀を含むおそれのある蛍光灯、それから電池などの分別収集も継続して実施してまいります。予算的には元年度と同様の額を計上しております。

12節委託料の中でごみ収集業務、粗大ごみの受け付け事務、有料ごみ袋の作製等の費用を計上しております。

18節では環境事業組合への負担金や集落のごみ集積施設への補助金、生ごみ処理機購入への補助を継続するための予算を元年度と同額を計上しております。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、3項1目水道費の18節水質検査補助金でございますが、民営であります本堂城回地区簡易水道が行う水質検査に対する補助金でございます。

27節は水道事業の円滑な推進を図るため一般会計からの繰出金でございます。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 続きまして、5款1項1目労働諸費でございます。

1節報酬、7節報償費、10節需用費、12節委託料のうち筆耕委託料につきましては、技能功労者及び優良技能者表彰に要する経費を計上しております。

12節委託料のうち、出稼ぎ健康診断委託料は出稼ぎ者50人分の健康診断費用を計上しており、18節負担金補助及び交付金の資格取得サポート事業補助金、職業訓練等支援事業費補助金では求職者や町内事業者の人材育成を支援する費用を計上しております。また、職業訓練協会及び雇用開発協会への負担金と出稼ぎ者50人分の傷害保険の掛金も計上してございます。また、シルバー人材センター支援事業費補助金もこちらで計上してございます。

続きまして2目雇用対策費でございますが、企業人材獲得支援事業補助金として複数の町内事業者が共同でインターンシップを受け入れる取り組みに対し、補助率3分の2、上限80万円を補助するほか、移住促進と人材確保の両面で支援するため、引っ越し等の就職準備費用に対して支援を行う企業を対象とし、補助率2分の1、上限10万円で補助する費用を計上したものでございます。

5款の説明は、以上でございます。

○農業委員会事務局長（奥山智佳等君） 続きまして、102・103ページをお願いいたします。6款1項1目農業委員会費でございますが、農業委員会の事務に要する経費を計上しております。1節には農業委員17名の報酬を、それから7節には令和2年7月19日に任期満了となります農業委員の改選に伴う選考委員の報償費を、それから8節には主に機構集積支援事業として農業委員、職員の研修会等への参加に要する旅費を、18節負担金補助及び交付金は関係機関への負担金をそ

れぞれ計上しております。

○農政課長（高橋 勉君） 次に2目農業総務費でございます。102・103ページは人件費であります。次の104・105ページをお願いいたします。7節から12節につきましては、農政課の経常経費並びに農政課で管理する公用車の維持管理費や圃場の湛水管理状況の巡視に係るものでございます。

次に、3目農業振興費です。

1節報酬は鳥獣被害対策実施隊隊員30名分と農業振興地域整備促進協議会会議開催時の委員10名分のものでございます。

7節から12節については、主に地産地消や都市農村交流、薬用植物栽培や有害鳥獣等駆除、美郷フェスタ農産展開催事業等に係る経費を計上しております。

8節の費用弁償は有害鳥獣駆除等の隊員出動に対するもので、延べ275回分を計上しております。

12節の平場の森公園施設管理委託料は公園管理業務を委託するもので、物産販売業務委託料は東京都大田区からの農産物直売の依頼に対応するものでございます。薬用植物試験栽培生育管理委託料は生産性収益性の高い安定的な栽培管理を確立するため実践調査を委託するものでございます。作物転換チャレンジ支援業務委託料は認定農業者等が収益性の高い作物への転換に取り組むための営農販売戦略の策定などを支援するものでございます。美郷フェスタ農産展委託料は町、JA等の構成による実行委員会に、その業務を委託するものでございます。

14節の平場の森公園造園工事ですが、薬樹の植えかえを行うものでございます。

17節の捕獲檻はクマの捕獲用檻が現在8基ありまして、1基追加するものでございます。

次の18節負担金補助及び交付金ですが、各種農業関係団体への補助金のほか、経営体や法人育成などのための支援として補助金等を計上しております。

主立った事業につきましては、106ページ・107ページ上から6行目、経営所得安定対策等推進事業費補助金は経営所得安定対策を実施する町地域農業再生協議会に対する事務費補助金でありまして、中ほどの病虫害防除事業補助金は無人ヘリにより共同で行う水稻への薬剤散布に対する補助で防除面積3,400ヘクタール分を見込んでおります。

1つ置きまして薬用植物栽培支援事業費補助金ですが、株式会社龍角散からの寄附による基金を活用し、薬用植物の栽培面積の拡大を図るため栽培面積や出荷量に応じて経費等を補助するものでございます。

その下の強い農業・担い手づくり総合支援交付金ですが、人・農地プランに位置づけられてい

る地域の中心経営体等が融資を活用した農業用機械等の導入に対する支援で、補助率10分の3以内、町のかさ上げなしで、2経営体の実施を見込んでおります。

次の園芸メガ団地整備事業費補助金は県営基盤整備事業が行われております畑屋中央地区において、2つの法人でのキュウリ栽培の取り組みにおきます必要な施設機械の整備について、国庫事業で国・県・町合わせて4分の3以内、県単独事業で県・町合わせ10分の6以内の補助率で支援するものでございます。

農林漁業振興対策支援事業費補助金は県の農林漁業振興臨時対策基金事業で県補助に町のかさ上げ補助を行うものです。複合経営の推進と農業経営の安定化を図るための農業夢プラン応援事業で19件の事業実施を見込んでおります。

次の営農継続支援事業補助金は次世代の農業者に対し、必要な機械、施設導入経費への町補助で、補助率2分の1以内で上限50万円、3件分を計上し、営農継続の意欲向上を図ることとしております。

次の認定農業者支援事業補助金は認定農業者等に対し、稲作や畑作用等の機械施設導入経費への町補助で補助率6分の1以内で上限50万円、9件分を計上しております。

次に、4目美郷ブランド確立費でございます。美郷ブランドゆうき応援事業補助金ですが、町の堆肥センターで生産している堆肥「美郷の大地」を使用して特別栽培米を生産・出荷する場合、その購入費の一部を補助するものでございます。

美郷振興作物応援事業補助金ですが、美郷ブランド10品目、美郷振興野菜5品目、農畜産加工品の販売拡大や新規作付を図るため出荷販売経費の一部を補助するものでございます。

続いて、5目担い手対策費でございますが、3節から10節は人・農地プランの進行管理、更新に伴う経費でございます。

18節負担金補助及び交付金ですが、各種団体や協議会への補助金のほか、農地中間管理機構を利用した機構集積協力金、新規就農者への補助、農業生産法人育成のための補助でございます。下から2行目の機構集積協力金ですが、地域内農地の一定割合以上を機構に貸し付けた場合の地域集積協力金や、農地を10年間機構に貸し付け経営転換する場合の経営転換協力金が主なものでございまして、全額県からの補助でございます。

108ページ・109ページをお願いいたします。

4行目の農業次世代人材投資事業補助金は新規就農者の経営支援としての給付で、4名と夫婦1組分を計上しており、全額県補助で町の持ち出しはございません。

一番下の農地所有適格法人運営支援事業費補助金は設立して間もない農業生産法人の円滑な運

営を支援するため会計事務等の専門家へ依頼する経費の一部を助成するもので、7法人分を計上しております。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 続いて、6目農業振興施設管理費でございますが、道の駅、ニテコ名水庵、湧子ちゃん、あったか山直売所等の6施設分の管理及び委託経費を計上しております。

10節需用費から13節使用料及び賃借料までは各施設の維持管理に伴う経費を計上してございます。

12節委託料の上から7つ目、設計監理委託料のうち631万9,000円及び14節工事請負費の道の駅施設改修工事につきましては、今年度実施設計を行っております道の駅のリノベーション費用を計上したものでございます。また、同じく12節委託料の設計監理委託料残額の78万6,000円は手づくり工房湧子ちゃんの観光拠点化に関する実施設計費用を計上したものでございます。

なお、14節工事請負費の手づくり工房湧子ちゃん施設設備改修工事はサイダー製造設備等の経年劣化に対応した入れかえ修繕費用が主なものでございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、道の駅関連の県や全国規模の連絡会等に対する負担金、会費を計上しております。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、110ページ・111ページをお願いいたします。

7目畜産業費です。畜産経営の向上や防疫体制の徹底を図り、町の畜産振興を推進するための事業費全般と町堆肥センターとアクティセンターの運営、維持管理のための経費でございます。

10節需用費の消耗品費ですが、堆肥センターで使用しておりますマニアスプレッダーのゴムクローラーが経年により劣化したことにより購入するものでございます。

12節委託料はアクティセンターの指定管理料とべごっこまつり委託料が主なものでございます。

17節備品購入費のホイールローダーでございますが、堆肥製造業務に要するもので、処理量の増加等により既存と同じ9トン車を追加購入するものでございます。

18節負担金補助及び交付金は、主に畜産関連団体、組織への負担金や補助金でございます。中段の優良牛飼育奨励事業補助金は牛35頭の導入を見込んでおります。1つ置きまして、家畜排泄物処理支援補助金は畜産経営の規模拡大が進む中、町堆肥センターの処理能力を超える堆肥搬入時への対応として町が指定します町外類似施設への搬入に対し、かかり増しする費用を支援するものでございます。

次に8目農村整備費でございます。10節需用費と11節役務費は、主に農村公園等の管理に係る

経常経費と修繕料でございます。

12節委託料ですが、農村公園等の管理委託料のほか、圃場整備事業に係る計画書作成業務や高収益作物転換支援業務委託料などが主なものでございます。施設管理委託料は公園4カ所の管理委託料でございまして、112ページ・113ページをお願いいたします。農村公園管理業務委託料は農村公園26カ所の管理業務委託料でございます。4行目のハザードマップ作成業務委託料は防災重点ため池に係るもので20カ所分を計上しております。

14節の小荒川農村公園塗装工事はトイレや四阿の屋根塗装でございます。

18節負担金補助及び交付金ですが、圃場整備事業をはじめとする土地改良事業への負担金や関連団体への負担金が主なものでございます。中段の経営基盤整備事業費負担金は金沢、畑屋中央、鑓田南谷地、明田地野際、太田南部の5地区の基盤整備事業に対する町負担金で、負担率は10%でございます。下から2行目の多面的機能支払交付金事業負担金は20組織、合計約5,100ヘクタールを対象に活動を予定しております。その下の中山間地域等直接支払交付金事業負担金は2組織、合計約37ヘクタールを対象に活動を予定しております。それぞれ補助率は国50%、県25%、町25%でございます。

114ページ・115ページをお願いいたします。

27節の農業集落排水事業特別会計繰出金は事業債の償還などのために繰り出すものであります。

8目は、以上でございます。

○生涯学習課長（皆川信之君） 次の目番号なしの農観連携交流促進施設整備事業でございますが、歳入のところでもご説明申し上げましたとおり坂本東嶽邸、佐藤家蔵の工事完了により事業終了となったため廃目となっております。

1項は、以上でございます。

○農政課長（高橋 勉君） 次に、2項1目林業費でございます。

7節から13節は、主に七滝「水の森」植樹事業に係る経費を計上しております。

12節委託料の1行目森林経営管理制度業務委託料は、令和元年度から始まりました森林管理制度に基づき、今後の森林経営管理について森林所有者の意向調査をするもので、森林環境譲与税を財源として行うものでございます。2行目、3行目の測量調査委託料と設計監理委託料は林道七滝山線開設工事のための業務委託料でございます。森林病虫害等防除委託料は松くい虫、ナラ枯れの調査や伐倒駆除の業務委託でございます。七滝「水の森」植樹事業委託料は植樹箇所準備、苗木の手配等の業務委託でございます。豊かな里山林整備事業委託料ですが、クマ出没を抑

制することを目的に山際の下刈りなどによって森林と平地を区別した緩衝帯をつくる業務委託料で、全額県補助で行うものでございます。

14節工事請負費の林道七滝山線開設工事は林道整備に係る工事費で、延長4.2キロメートルのうち令和2年度は令和元年度と同じく500メートルを計画しております。

18節は緑の募金協力団体への還元金のほか、森林関係団体への負担金が主なものでございます。下から3行目、林業トップランナー養成研修補助は秋田林業大学校での研修に当たり、年間受講料相当額を補助するもので、1名分を計上しております。緑の募金協力団体助成金は秋田県緑化推進委員会から募金額の65%以内を町を通じ、各団体へ助成するものであります。アメシロ等防除補助金は町単独事業で自治会や集落など地域が共同でアメシロなどの病虫害防除活動を行う場合、農薬購入費に対し、3分の2以内の補助を行うものでございます。

6款農林水産業費は、以上でございます。

○商工観光交流課長（黒田逸人君） 116・117ページをお願いします。7款商工費でございます。

7款1項1目商工総務費でございますが、その主なものはふるさと大使5名分の関連経費、テレビ朝日CM大賞製作経費、秋田空港情報コーナーへのポスター等掲出経費でございます。

下段、2目商工振興費でございますが、119ページまでとなっております。

1節報酬から119ページ13節使用料及び賃借料までは美郷うりこめ推進事業での首都圏等への販売促進経費、大田ふれあいフェスタをはじめとした大田区でのイベント経費、美郷ブランド開発・販売促進事業での美郷薬味膳の講習会及び審査会の開催経費、企業誘致関連では首都圏での立地セミナー等に要する費用を計上しております。

また、まちなかエリア活性化事業として委員への報酬、会場費として1節報酬、13節使用料及び賃借料に計上しているほか、町産業大使関連事業として産業大使1名の来町経費及び講演、もしくはセミナーの開催経費として7節報償費、10節需用費、13節使用料及び賃借料に計上してございます。

18節負担金補助及び交付金ですが、継続事業として商工会事業への補助金、地域資源を活用した新たな特産品づくりのための特産品開発事業補助金、町中心部の活性化とにぎわいづくりのため、まちなかエリア活性化促進事業補助金等を計上してございます。

また、18節負担金補助及び交付金の下から4つ目でございますが、新たな補助制度として企業の新分野へのチャレンジを後押しする補助制度として企業新分野進出支援事業補助金を計上しております。これは町内企業が産業分類のカテゴリーを超えて新たなチャレンジを行う場合、事務所等の新設、増改築に補助率3分の1、上限100万円で補助するほか、新規の町民雇用に1人当た

り18万円及び研修費用を全額12万円まで補助するものでございます。

続いて、下から7つ目ですが、中小企業振興資金保証料補給等補助金として222事業所分の利子補給補助金並びに保証料を計上しております。

続きまして、20節貸付金では中小企業振興資金預託金として金融機関3行へ預託するための1億3,000万円を計上しております。

続いて、120・121ページをお願いします。3目観光費でございます。124ページ・125ページ上段までとなっております。

1節報酬及び7節報償費は滞在型観光推進事業といたしまして地域資源活用協議会の委員報酬、SNS活用講習会、民泊講演会等の各種講演会の謝礼金を計上しております。

8節旅費においては、滞在型観光推進事業として各種講演会の講師の招へい旅費、町外の講習会への参加経費を計上しているほか、イベント関連として各種イベントへの参加旅費、ラベンダー関連といたしまして中富良野町への訪問旅費を計上しております。

10節需用費では滞在型観光推進事業として各種パンフレットの製作経費、イベント関連での消耗品費、山本公園や後三年スキー場、清水環境保全といった観光施設等の修繕料、公衆トイレ等の電気料、水道料を計上しております。

11節役務費には滞在型観光推進事業として新聞等への広告費を計上しているほか、観光イベント等の経費、清水の水質検査、美郷雪華品種登録等に係る経費を計上しております。

12節委託料ですが、その主なものはトイレパークや大台野広場をはじめとする観光施設の委託経費、ラベンダーまつり関連の委託経費となっております。121ページ、下から8番目の観光振興業務委託料としましては、観光情報の提供や観光案内、地域行事やお祭り開催時のサポート、観光客のおもてなし等について町からの委託経費を計上してございます。また、新たに滞在型観光推進事業として123ページの上から2番目となりますが、PR業務委託料としてSNS等を活用したPRの委託経費、その下のデジタルサイネージ導入運用業務委託料として道の駅に整備予定であります総合観光インフォメーションセンター等に備えつけるデジタル観光案内盤の導入運用経費を計上しております。

13節使用料及び賃借料ですが、各種観光施設における土地や機器の使用料、講演会での会場費となっております。

14節工事請負費ですが、ラベンダー園の土壌改良工事、ラベンダー園の各棟の塗装工事、大台野広場のサッカー場の芝生補修工事を計上しているほか、清水の館の通路修繕工事、名水市場湧太郎の軒下融雪対策工事、防犯機器更新工事を計上してございます。また、上から4つ目の七滝

山登山道周辺環境整備工事といたしましては、七滝山の誘導標識や階段、ベンチの設置費を計上しております。

17節備品購入費はラベンダー園の芝刈り用のガーデントラクターの購入費を計上しております。

18節負担金補助及び交付金ですが、広域の観光連携に係る各種協会や協議会等への負担金のほか、各種観光イベントへの参加経費を計上しているほか、123ページの一番下でございますが、自然公園整備事業負担金として県が実施する真木真昼県立自然公園の整備事業に関する町負担金分としまして県事業費の20%を計上しております。また、125ページの下から3つ目のイベント等開催補助金ですが、これは美郷町内で実施される地域の行事やお祭り等に対し、その活動を支援し、町へのにぎわい醸成や観光客の誘客につながるよう補助金を交付し、支援するものでございます。また、一番下の民泊事業奨励金につきましては、民泊を推進する経費として民泊として実施する町民の方に奨励金として1件当たり3万円を交付する経費3件分を計上しております。これは新規の事業でございます。

続きまして、4目温泉施設費でございます。10節需用費、11節役務費は町で負担すべき町内3温泉の管理経費を計上しております。

14節工事請負費ですが、各温泉の温泉設備等改修工事に係る経費を計上してございまして、主なものとして千畑温泉サン・アールではポンプ室等屋根塗装工事、客室エアコン更新工事。六郷温泉あったか山ではFF暖房機更新工事、コテージ屋根塗装工事。湯とびあ雁の里温泉では冷温水発生機改修工事、男女寝湯全身浴ろ過装置ろ材交換工事として各種費用を計上しております。

17節備品購入費ですが、手作業で行っている温泉浴室の床掃除を機械で行えるようにするため、町内3温泉に新たにポリッシャーを導入する経費を計上しております。

7款商工費の説明は、以上でございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、8款1項1目土木総務費でございます。

1節報酬につきましては、除雪運転手に対する報酬でございます。また、地下水対策費用としまして10節から次のページの12節まで涵養池4カ所の維持管理費に要する経費を、13節は涵養池及び地下水水位計の設置土地借上料を、18節は水源確保に要する水利費負担金をそれぞれ計上しております。

続きまして、2項1目道路橋梁総務費でございます。

8節旅費は国道13号整備促進要望活動の2回分、12節委託料では道路境界が不明確な箇所解消のため、測量調査及び地図訂正など登記事務を委託するものです。また、道路台帳補正業務を

計上し、道路拡幅や改修区間に伴うデータの加除を行い、町道認定・廃止業務を行ってまいります。18節に各種同盟会や加入団体への負担金を計上しております。

続きまして、2目道路維持費でございます。予算書は129ページまでとなっております。

年間を通して町道全体の維持管理費を計上しており、特に冬期除雪作業につきましては町道451キロメートル、歩道52キロメートル、一斉除雪30回を想定し、除雪委託料や町保有除雪機械の燃料代、点検修理費など必要な経費を計上しております。

11節の手数料は除雪タイヤ交換費用でございます。

12節施設管理委託料ですが、六郷中心部にあります中央通り線の消雪のための5つある井戸のうち1カ所の井戸洗浄経費でございます。下から2段目、道路維持作業委託料は側溝清掃や街路樹の剪定費用でございます。

13節、上から4段目、排雪用車両借上料とは町直営による排雪作業で雪の運搬に使用する大型ダンプ等の借上料でございます。

14節工事請負費ですが、一般土木工事ではガードレールなど道路附帯施設の補修工事、路面標示工事では消えかかっている区画線の設置、舗装工事では穴があくなど傷んだ舗装のパッチングを実施してまいります。

17節には歩道除雪ロータリー1台を交付金事業により更新し、北除雪センターに配備する計画です。

続きまして、3目道路新設改良費でございます。予算書は131ページまでとなっております。

道路整備につきましては、測量調査4路線、改良舗装工事4路線、歩道整備工事1路線、橋梁補修工事7橋を実施するほか、道路維持については舗装補修工事16路線、道路側溝改良工事2路線などを実施してまいります。

なお、社会資本整備総合交付金を財源とする路線につきましては、交付額の決定により事業費、事業量に変動がありますことを申し添えます。

続きまして、3項1目河川総務費でございます。

12節の河川管理業務委託料では河川の適正管理として草刈り作業を各地区にあります河川愛護会に委託するものでございます。

14節では町管理河川から3河川のしゅんせつ工事の経費を計上しております。

18節では各加盟団体への負担金及び流雪溝の維持管理に関する負担金を計上しております。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。予算書は133ページまでです。都市計画事務に必要な経費及び負担金を計上しております。

2目都市公園費でございますが、町内10カ所の都市公園及び特定公園等の維持管理に要する経費でございます。

続きまして、5項1目下水道費でございます。

18節浄化槽設置整備事業補助金は70基を予定しておりますが、国の補助基準の改定等に伴い、交付限度額を5人槽は42万2,000円、7人槽は51万1,000円などとしております。また、浄化槽設置者への水質環境保全費補助金につきましては、1,600件を見込んでおります。

27節には下水道事業の円滑な経営を図るため特別会計への繰出金を計上しております。

続きまして、6項1目住宅管理費です。町営住宅189戸の維持管理に係るものでございます。

次のページをお開きください。

上から2段目、10節需用費の修繕料では温水器や風呂釜、水道管の漏水などの修繕費用を、11節水質検査手数料では地下水をくみ上げて供給している町営住宅の毎月の水質検査費用を、12節施設管理委託料では、その井戸の洗浄や給水施設の保守管理、下水の排水管の洗浄業務を行うものです。

14節では火災報知器の交換を3年間にわたり更新する計画で、令和2年度が最終年度となります。小安門住宅とあかつき住宅は老朽化した部分の改修及び塗装工事を実施し、町営住宅の長寿命化に努めてまいります。

また、18節負担金におきましては、耐震診断及び耐震改修それぞれ3件分、住宅リフォームの補助金の交付75件を見込み、計上しております。

以上で、8款の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 説明途中ですが、昼食のため、ここで午後1時まで休憩いたします。

(午後0時02分)

---

(午後1時00分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

9款消防費から説明願います。

○住民生活課長（高橋久也君） それでは、134・135ページをお願いいたします。

9款1項1日常備消防費は大曲仙北広域市町村圏組合への消防関係分の負担金を計上しております。消防庁舎の建てかえが終わりましたので、元年度より1億3,000万円ほど減額となっております。

続きまして、2目非常備消防費でございます。元年中の火災は17件、一昨年より火災が

多く発生した年となってしまいました。現在、消防団は9分団・347名、1節、8節で消防団員の年報酬、費用弁償、警戒等の活動に要する費用を計上してございます。

10節では消防訓練大会、出初式等の費用、それから次のページになりますけれども、18節には団員の補償、罹災互助会の負担金分、県防災ヘリ「なまはげ」への運航費負担分を計上しております。

続きまして、その次の3目水防費でございます。こちらは水防警戒、水防出動などの事態に備えるための経費、土のう袋などの消耗品に要する費用を計上してございます。

続きまして、4目災害対策費でございます。

7節報償費は空き家等対策の推進に係る特別措置法により空き家等対策協議会を設置するための予算でございます。

10節の需用費の消耗品費は備蓄食料等の更新、購入に係る費用、オイルフェンスなどの防災用品の購入、光熱水費は防災行政無線等の電気料でございます。

11節役務費の通信運搬費は登録制メールの利用料、12節委託料では防災行政無線の設備保守料と緊急告知FMラジオの業務委託料を計上しております。

次のページをお願いいたします。上段から、空き家等対策に係る危険除去のための作業と残材の処理委託費用を計上しております。

13節は使用料及び賃借料で防災行政無線の電波使用料を計上しております。

14節工事請負費では防災行政無線のケーブル、バッテリー等の交換工事を予定しております。

18節には危険空き家解体の補助金としまして5棟分を見込み、計上しております。

続きまして、5目消防施設費でございます。消火栓、防火水槽、消防団の装備及び維持管理に係る経費に加えまして8月26日に予定しております大仙仙北美郷地区の消防協会との共催の防災訓練に使用するための資材等の費用を計上し、増額となっております。

14節では工事請負費で地権者からの要請によりまして消火栓の撤去移動分の費用を計上しております。

17節には消防用小型ポンプ3台分の更新費用を計上しております。

消防費は、以上でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 140ページ・141ページをお開きください。10款教育費についてご説明申し上げます。

10款1項1目は教育委員の報酬が主なものでございます。

次の2目事務局費でございますが、7節には少年野球教室の講師謝金、それから美郷町教育を

考える会の講師謝金を計上いたしました。

10節の印刷製本費でございますが、家庭教育10カ条カレンダーの作成費や小学校高学年のキリャアスクールのポスター印刷代等を計上してございます。

次のページをお開きください。上段のほうになります。

12節には教職員のストレスチェックの委託料を、それから18節には各種負担金や高等学校教育振興会への補助金を計上してございます。

次の3目教育助成費でございますが、学力向上対策事業、子どもの感性・創造力を育成するための事業等の経費を各節に計上してございます。

中段の7節でございますが、佐々木毅「鴻鵠の志」育成基金活用事業として実施する中学生全学年及び小学校6年生を対象とした講演会の講師謝金、それからタイ王国ノンタブリー県との中学生相互交流事業に係る体験活動の講師や通訳への謝礼について計上してございます。また、「鴻鵠の志」育成基金を活用し、自由研究コンテスト（高学年の部）の最優秀受賞者には首都圏にある最先端施設等の研修視察を行う経費を賞賜金として計上してございます。

8節旅費でございますが、タイ王国ノンタブリー県との中学生相互交流事業に関する随員職員の旅費などを計上してございます。

10節消耗品費には新聞活用教育推進事業に係る新聞代、それから印刷製本費には「家庭学習の手引き」やノー電子メディアチャレンジデーの授業のリーフレット代等の印刷作成費用を計上してございます。

12節でございます。遠距離通学対策と校外活動の円滑な実施、こども園の園児の登降園と園外活動のためスクールバス、夏季15台・冬季17台分の運行委託経費を計上してございます。また、下から2行目でございますが、外国語指導助手派遣業務委託料として、こちらには3名分を計上いたしました。

次のページをお願いいたします。

18節でございますが、タイ王国ノンタブリー県との中学生交流事業への参加者の補助金を、それから19節には要保護・準要保護児童生徒102名分の就学援助費を計上いたしました。

次に20節貸付金でございます。これは継続12名、それから新規を22名と見込みまして34名分を計上いたしました。

中段からの2項は小学校に係る予算でございますが、児童数は749名でございます。

1目は3小学校の学校保健と施設の維持管理、教育環境整備に要するものでございます。

次のページ、147ページの下段をお願いいたします。

14節工事請負費には3小学校への防犯カメラの設置工事、それから千畑小学校四阿の屋根塗装工事、仙南小学校のホール及び教室のフローリング改修工事に係る費用などを計上いたしました。

それから、次の17節備品購入費でございますが、149ページ上段までとなっております。タブレット型パソコンや電子黒板等の購入費を計上し、引き続き児童の良好な学習環境の維持・向上に努めてまいります。

引き続き、149ページをお願いいたします。

2目は教育振興費でございます。こちらは学習及び学校行事に係る経費を計上してございます。

17節備品購入費でございますけれども、ICT活用教育推進に伴うデジタル教科書の購入費、それから18節には各種大会への派遣費補助を計上いたしました。

次の3項は中学校費でございます。中学校費は153ページまででございます。中学校の生徒数ですけれども、451名でございます。

1目は中学校の学校保健と施設の維持管理、教育環境整備に要するものでございまして、1節には学校医等の報酬を計上してございます。

めくっていただきまして151ページ、こちらも下段のほうをお願いいたします。

14節工事請負費でございますが、中学校においては体育館ギャラリーの内壁や換気設備等の改修工事を計画してございます。また、セミナーハウス体育館の床改修工事の費用もここに計上してございます。

17節備品購入費でございますが、タブレット型のパソコンや電子黒板を引き続き導入して学習環境の向上に努めてまいります。

次のページをお願いいたします。2目教育振興費でございますが、学習及び学校行事に係る経費を計上いたしました。

10節消耗品費でございますが、教科書の改訂に伴いまして教師用教科書、指導書等の購入費を計上してございます。

また、17節でございますが、指導用教材に係る費用をこちらで計上してございます。

また、18節には各種大会派遣費補助金などでございます。

3項の中学校費は、以上でございます。

○生涯学習課長（皆川信之君）　続きまして、4項社会教育費でございます。1目社会総務費、1節報酬には社会教育委員7名分の報酬を計上してございます。ここでは、家庭教育の充実、子育て

てに関する講座の開催、美郷カレッジや生涯学習講座、いきいき大学の開催及び芸術文化活動事業など、各種講座や学習に必要な経費を計上しております。157ページ中段まででございます。美郷カレッジ開催事業につきましては、令和元年度までの地方創生事業からこの目へ移動しております。また、学友館での特別展はタイ王国バドミントンチームのホストタウンとして東京2020オリンピックを盛り上げるため、町と連携協定を締結しているヨネックス株式会社の協力のもと、仮称ではございますが、「バドミントンの歴史展」を5月末から開催する予定であります。このほかに児童生徒の夏休み中を利用して小中学校と公民館に設置している画家の大小島真木氏の壁画を一堂に会した展示を、10月末からは東京都大田区との友好都市提携15周年を記念して大田区立龍子記念館より作品をお借りし、これも仮称ではございますけれども、「川端龍子一風雲児の日本画一展」の開催を予定しております。この関連予算を7節から17節に計上しております。

157ページ、18節には各文化団体等への補助金等を計上しております。

続いて、2目図書館費でございます。図書館運営に係る経費が主なものですが、読書推進事業として読書フェスタや手づくり絵本教室の開催、赤ちゃんと保護者が絵本を通して触れ合う機会をつくるためにブックスタート事業を実施しております。令和元年度からは贈呈する本の1冊を美郷大使である永田 萌氏の絵本の中から選書していただいております。

3目文化財保護費でございます。159ページ中段以降まででございます。

ここでは、歳入でもご説明いたしましたが、圃場整備事業畑屋中央地区の令和2年度事業に伴う中野字寺田地区の発掘調査が大きなものでございます。また、後三年合戦関連遺跡、南鎧ヶ崎遺跡でございますけれども、試掘調査を継続して実施してまいります。そのほかには町指定文化財等の適正な維持保存などに要する経費を計上しております。

次に社会教育施設でございます。169ページ下段まででございます。公民館、学友館、ふれあい館及び歴史民俗資料館や坂本東嶽邸など各社会教育施設の管理運営に要する経費を計上しております。

161ページでございます。14節工事請負費の公民館三つ折緞帳巻揚機交換工事は公民館ステージ緞帳の巻揚機モーターが老朽化しており、交換をお願いするものでございます。学友館の暖房設備改修工事は町立図書館部分の暖房用設備の更新工事をお願いするものでございます。南ふれあい館物品庫移転改修工事は公共施設等最適化計画に基づき、改修が必要となった南ふれあい館の物品庫の改修工事をお願いするものでございます。

また、17節の南ふれあい館管理用備品でございますけれども、老朽化や動作不良となったテー

ブル、椅子を交換するための経費が主なものでございます。

ページをめくっていただいて、162ページ・163ページでございます。

5項保健体育費1目保健体育総務費でございます。165ページ下段まででございます。ここでの主なものは、生涯スポーツ推進に係る経費と東京2020オリンピック関連経費、ホストタウン推進事業に係る経費を計上してございます。聖火リレーに係る経費を7節、10節、12節から13節、17節から18節にそれぞれ計上してございます。ホストタウン事業については、8節、10節、13節に計上しております。その主なものでございますけれども、165ページ委託料でございます。その下から2つが聖火リレー、東京オリンピックにかかわるものでございます。聖火リレーの走路等の仮設委託料とミニセレブレーション開催委託料でございます。また、交流キャンプでございますけれども、このページの一番上のタイ交流サポート業務委託料とその下1つ飛ばしてタイプロモーション事業委託料、それから交流キャンプ事業委託料でございます。

それから、14節工事請負費では東京2020オリンピックを後世まで伝えるためのレガシーコーナーを設置すべく、その工事費をお願いするものでございます。また、令和元年度に引き続きましてヨネックス株式会社のご協力をいただき、バドミントンやソフトテニスの契約選手によるスポーツ教室の開催を予定しております。そのほかにも各種スポーツ大会の開催については、町体育協会へ、同じくスポーツ教室の開催を総合型スポーツクラブへ委託して実施いたします。

18節においては、各種スポーツ団体等への活動支援を継続してまいります。

続いて、164ページ・165ページ、2目の保健体育施設でございます。169ページ上段まででございます。ここでは、総合体育館リリオスをはじめとする各地区の体育館、野球場、武道館等の社会体育施設の維持管理などに必要な経費を計上しております。

12節の1行目の施設管理料は宿泊交流館ワクアスを含む3施設の指定管理委託料でございます。

14節の工事請負費で主なものは3行目の北体育館改修工事でございます。北体育館は耐震補強工事や外壁、屋根部分の改修などは行っておりますが、床部分の大規模改修などは実施されておらず、経年劣化により土台からの改修工事が必要となったためお願いするものでございます。そのほかにはスポーツ施設を安全で快適にご利用いただくために計画的に長寿命化工事を実施しており、プールパークみさとの塗装工事、野球場の内外野フェンス塗装工事をお願いするものでございます。

169ページ、1行目の宿泊交流館管理用備品でございますが、掛敷布団・枕の寝具セットの更新をお願いするもので、現在あります51セット中、特に傷みの激しい20セット分でございます。

2目までの説明は、以上でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 3目学校給食費でございますが、北及び南学校給食センターの運営と管理に関する経費でございます、171ページ上段まででございます。北学校給食センターの食数は551食、南学校給食センターの食数は805食を見込んでございます。

169ページ下段、12節委託料の一番下の行でございます。給食業務委託料でございますが、一般社団法人美郷町学校給食協会への学校給食の調理・配送に関する委託料でございます。

次のページをお開きください。

17節備品購入費でございますが、業務用集じん機の購入費用を計上してございます。

10款教育費は、以上でございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、11款1項1目農林水産業施設災害復旧費でございますが、10節から15節まで農地等の災害復旧に対応するための予算を計上しております。

○建設課長（木村英彰君） 続いて、2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、不測の災害発生に備え、初動調査に必要な経費を計上しております。

○企画財政課長（高橋 穰君） 続きまして、12款1項公債費でございますが、1目には町債の通常償還の元金を計上してございます。2目には町債償還の利子と歳計現金に不足が生じた際の繰りかえ運用に伴う利子を計上してございます。

172・173ページをお願いいたします。

13款1項基金費でございますが、ふるさと美郷子ども育成基金につきましては、寄附見込み分と利子分を積立金に計上してございます。佐々木毅「鴻鵠の志」育成基金から減債基金につきましては、利子分を積立金に計上してございます。

続きまして、14款予備費でございますが、昨年度と同額の2,000万円を計上してございます。迅速かつ的確な災害対応や町有施設の円滑な運営と維持管理に資するため計上するものでございます。

以上で、令和2年度一般会計の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第24号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第25号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、議案第25号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第25号につきましてご説明いたします。

初めに概要を申し上げます。

令和2年度の総額は22億5,608万1,000円で、令和元年度と比較いたしまして、額にして1,909万9,000円、率にして0.9%の増額となっております。

被保険者数でございますが、毎年200人程度の減少が見られ、令和2年度は4,200人を想定しております。平均年齢は令和元年度より0.7%上昇しており、毎年上昇している状況から高齢化が顕著となっております。

次に医療費でございますが、療養給付費が令和元年度比0.9%の減、高額療養費が1.2%の減、総額で1.1%減少すると見込んでおります。

県に納入する事業費納付金でございますが、令和2年度分として5億7,296万9,000円が示されており、令和元年度と比較いたしまして、額にして2,416万4,000円、率にして4.4%の増額となっております。

国民健康保険税でございますが、事業費納付金が増額されましたが、医療費が減少傾向にあることや普通交付金公費の動向等を参酌し、令和元年度より減額して計上しております。現在のところ、被保険者数、医療費、繰越金、所得及び収納率等不確定要素がございますので、本算定までの間に適正な税率を検討してまいります。

では、歳入からご説明いたしますので、192・193ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税ですが、県が示した標準保険料率と事業費納付金の保険税分を基本に医療費及び公費等の動向を参酌し、令和元年度と比較いたしまして、額にして982万4,000円、率にして2.5%減額して計上しております。

2款1項1目督促手数料でございますが、令和元年度実績見込みをもとに計上しております。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目災害臨時特例補助金でございますが、存置計上しております。

2目1節社会保障・税番号システム整備費補助金でございますが、令和元年度からマイナンバーカードや保険証を用いたオンライン資格確認などに対応するシステム改修をしておりますが、令和2年度に改修する部分に係る国庫補助金で費用の全額補助でございます。

4款1項1目普通交付金でございますが、保険給付費として支払う相当額を県が交付するものでございます。平成30年度実績及び令和元年度実績見込みを参酌し、計上しております。

2目特別交付金でございますが、保健事業等の取り組み状況及び実績等により県が交付するもので、令和元年度実績見込みに基づき計上しております。

3目福祉医療基盤強化補助金でございますが、福祉医療費として支出したため国の療養給付費負担金及び調整交付金で減額措置された分に対する県の補助金で、減額措置相当分の2分の1分を計上しております。

2項1目財政安定化基金交付金でございますが、万が一国民健康保険会計に財源不足が生じた際に県の財政安定化基金から補助金が交付されることになっているため、存置計上しております。

5款1項1目利子及び配当金でございますが、基金の利子見込み額を計上しております。

下段から197ページ上段にかけての6款1項1目一般会計繰入金でございますが、一般会計から繰り入れする分で、1節、2節の保険基盤安定繰入金及び5節財政安定化支援事業繰入金は、保険者の財政基盤の安定を図るため、保険税軽減分、低所得者層割合に応じた支援分として繰り入れする分でございます。3節は職員給与費等に係る分、4節は出産育児一時金等に係る繰入金でございます。

続きまして、7款1項1目繰越金でございますが、1億円と見込んでおります。

8款1項延滞金加算金及び過料でございますが、存置計上としております。

2項預金利子でございますが、令和元年度実績見込みをもとに計上しております。

次のページをお願いいたします。

3項1目及び2目一般並びに退職被保険者等第三者納付金でございますが、交通事故などにより保険会社等から支払われる分の受け入れとして計上しております。

3目及び4目の一般被保険者並びに退職被保険者返納金でございますが、医療費等の返納受け入れとして計上しております。

5目一般保険者指定公費でございますが、高齢受給者証発行者に係る一部負担金の差額の受け入れとして計上しております。

歳入は、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。200・201ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費は事務費、2項徴税費は税の賦課徴収に関する経費でございます。3項運営協議会費は国民健康保険事業の運営に関する協議会の経費でございます。

次のページをお願いいたします。

2款1項療養諸費でございますが、被保険者が減少すると見込み、その分減額して計上しております。

2項高額療養費でございますが、一般被保険者分は実績をもとに計上しております。退職被保

険者に係る分が大きく減額となっているのは令和元年度で退職被保険者制度が終了することとなっており、遡及分のみを見込み額を計上しているためでございます。

次のページ、上段の3項移送費でございますが、存置計上としております。

4項出産育児諸費でございますが、実績に基づいて令和元年度より2人分を減額し、8人分を計上しております。

5項葬祭諸費でございますが、50人を見込んで計上しております。

3款事業費納付金でございますが、県に納付するもので、県から示された額を計上しております。1項は医療給付費分、次のページ上段の2項は後期高齢者支援分、3項は介護納付金分でございます。

4款共同事業拠出金でございますが、退職者医療に係る分を存置計上しております。

下段から208・209ページ上段の5款1項1目特定健康診査等事業費でございますが、特定健診に係る費用を計上しております。

2項保健事業費でございますが、人間ドックに係る費用が主なものでございます。

6款基金積立金でございますが、基金から生ずる利子分を計上しております。

次のページをお願いいたします。

7款公債費でございますが、一時借入れを行った場合の利子相当分を計上しております。

8款1項1目及び2目の一般並びに退職被保険者保険税還付金でございますが、遡及分を見込み、令和元年度と同額を計上しております。

3目その他償還金でございますが、国民健康保険団体連合会の算定誤りにより発生した返還金で、国に返還する平成26年度から平成29年度までの高額共同事業国庫負担金でございます。

4目及び5目一般並びに退職被保険者還付金でございますが、遡及分を見込み、令和元年度と同額を計上しております。

9款予備費でございますが、1,000万円を計上しております。

歳出は、以上でございます。

なお、本予算案につきましては、令和2年2月28日に開催しました美郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会において了承いただいております。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第25号の説明が終わりました。

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、議案第26号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第26号につきましてご説明いたします。予算書215ページをお開きください。

初めに、第1条歳入歳出の総額はそれぞれ2億1,834万5,000円でございます。これは前年度と比較し、7.5%の増でございます。

第2条の地方債につきましては、後ほど説明いたします。

第3条の一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円とするものです。

それでは、地方債をご説明いたします。219ページをお開きください。

第2表地方債ですが、流域下水道事業債として秋田湾・雄物川流域下水道大曲処理区事業で予定されている事業の町負担金分として限度額を300万円、資本費平準化債は施設管理の円滑化のため限度額を2,970万円とし、それぞれ起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。224ページ・225ページをお開きください。

歳入。

1款1項1目受益者負担金ですが、現年度分10件分、滞納繰越分1件分を見込んでおります。

2款1項1目下水道使用料現年度分ですが、現加入戸数950件を計上しております。滞納繰越分につきましては、滞納分の10%分を計上しております。

2項1目1節指定店登録手数料は5件分を計上しております。

3款1項1目1節一般会計繰入金は事業債の償還及び機械器具設備工事等のために繰り入れするものでございます。

次のページをお開きください。

6款1項1目は先ほど地方債で説明したとおりでございます。

続きまして、228ページ・229ページをお開きください。

歳出。

1款1項1目の一般管理費ですが、職員1名の人件費のほか、下水道管理事業の推進に係る事務経費を計上しております。

事業といたしまして、下水道加入促進を図るため、18節に下水道接続工事費補助金として10件分を計上しております。

なお、昨年度まで水洗便所改造融資あっせん利子補給金制度を計上しておりましたが、過去10年間の利用者がいないことなどから利子補給制度を廃止するものでございます。

続きまして、2項1目施設管理費は公共下水道施設の適切な維持管理を図るための経費を計上しております。

主な内容としまして、230ページ・231ページをお開きください。

12節委託料のポンプ場等保守管理業務は真空ポンプの保守点検管理業務です。設計監理委託料は真空弁つき汚水ますの新設1カ所の設計料でございます。

14節工事費としまして真空弁つき汚水ますの改造13カ所、既設真空ポンプのオーバーホール、真空弁つき汚水ますの新設工事費でございます。

17節備品購入費は、無線検針用メーター169戸分の購入費、18節は流域下水道処理に係る負担金でございます。

3項1目では流域下水道大曲処理区建設事業費の町負担金と県南地区広域汚泥資源化事業負担金を計上しております。

続きまして、2款1項公債費は償還元金と償還金利子でございます。

3款1項予備費としまして200万円を計上するものです。

次のページ、232ページから234ページにかけて、人件費の概要といたしまして給与明細書を記載しております。235ページには地方債の現在高見込みに関する調書を記載しております。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第26号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第27号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、議案第27号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第27号につきましてご説明いたします。予算書237ページをお開きください。

初めに、第1条歳入歳出の総額はそれぞれ2億8,901万5,000円でございます。前年度と比較して40.2%の増であり、後三年地区処理場更新事業により大幅に増加しております。

第2条の地方債につきましては、後ほど説明いたします。

第3条の一時借入金の借り入れ額の最高額は5,000万円とするものです。

それでは、地方債をご説明いたします。241ページをお開きください。

第2表地方債ですが、農業集落排水事業債は後三年地区処理場更新事業の推進の財源として限度額を4,440万円、また資本費平準化債は施設管理の円滑化の財源として4,100万円を限度額とし、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

続きまして、246ページ・247ページをお開きください。

歳入。

1款1項1目分担金につきましては、1件分を見込んでおります。

2款1項1目農業集落排水使用料現年度分ですが、現加入件数1,366件分を計上しております。滞納繰越分につきましては、滞納分の16%分を計上しております。

3款1項1目1節農業集落排水事業費補助金は、後三年地区処理場更新事業に対する国庫補助金で、補助率は50%でございます。

4款1項1目1節一般会計繰入金は、事業債の償還等のため繰り入れするものでございます。

5款繰越金は存置としております。

続きまして、248ページ・249ページをお開きください。

7款1項1目は先ほど第2表地方債で説明したとおりでございます。

歳入は、以上でございます。

続きまして、250ページ・251ページをお開きください。

歳出。

1款1項1目の一般管理費でございますが、職員1名の人件費のほか、集落排水処理事業の推進に係る事務経費を計上しております。

事業といたしまして、18節下水道接続工事費補助金として2件分を計上しております。

続きまして、2項1目施設管理費では、町内6地区の集落排水処理施設の適正な維持管理のための経費を計上しております。

次のページをお開きください。

12節委託料ですが、各施設の清掃点検等の維持管理、機器類の保守点検業務、汚泥処理委託料を計上しております。また、後三年地区処理場更新工事の設計監理委託料も計上しております。

14節工事費といたしまして、各施設のポンプやブローア等の機器更新経費及び公共ますを新規1カ所設置する工事のほか、後三年地区処理場更新工事として1億円を計上しております。

17節備品購入費としまして、水道メーター71基分の購入費、18節では仙南2地区にあります施設利用組合の運営費補助金を計上しております。

なお、後三年地区利用組合につきましては、施設更新に伴い運用を変更することとして解散の方向で協議中でございます。

続きまして、2款1項公債費は事業実施に伴う償還元金と償還金利子でございます。

3款1項予備費としまして200万円を計上するものです。

次のページ、254ページから256ページに人件費の概要といたしまして給与明細書を記載しております。257ページには地方債の現在高見込みに関する調書を記載しております。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第27号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第28号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、議案第28号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第28号につきまして、ご説明いたします。

初めに、概要を申し上げます。

令和2年度の総額は2億1,591万7,000円で令和元年度と比較いたしまして、額にして1,649万5,000円、率にして8.3%の増額となっております。

被保険者数でございますが、令和元年度とほぼ横ばいの4,100人を想定しております。

医療費でございますが、平成30年度と令和元年度実績見込みを比較いたしますと、1.75%伸びております。

歳入からご説明いたしますので、266ページ・267ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料ですが、保険料率の変更により、額にして1,726万円、率にして13.3%の増額を計上しております。

2款1項1目督促手数料でございますが、存置計上としております。

3款1項1目事務費繰入金でございますが、保険料徴収に係る事務経費を一般会計から繰り入れるものでございます。

2目保険基盤安定繰入金でございますが、保険料の軽減分として一般会計から繰り入れするものでございます。令和元年度より若干減額すると見込んでおります。

4款繰越金でございますが、存置計上としております。

5款1項1目延滞金及び2目過料でございますが、存置計上としております。

2 項 1 目保険料還付金及び 2 目還付加算金でございますが、令和元年度実績見込みをもとに計上しております。

次のページをお願いいたします。

3 項預金利子及び 4 項雑入でございますが、存置計上としております。

歳入は、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。270・271ページをお願いいたします。

1 款総務費でございますが、保険料徴収に係る事務経費で納付書の印刷及び郵送料が主なものでございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、後期高齢者医療広域連合への納付金で保険料及び保険基盤安定繰入金の合算でございます。

3 款 1 項 1 目でございますが、現年度及び過年度分の保険料還付金及び還付加算金で令和元年度の実績見込みをもとに計上しております。

4 款予備費でございますが、2,000円を計上しております。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第28号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第 29 号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第 6、議案第29号 令和 2 年度美郷町水道事業会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第29号につきまして、ご説明いたします。予算書の273ページを開きください。

業務の内容、予定量でございますが、給水戸数は3,750戸で、年間配水量は140万立方メートル、1日平均配水量は3,835立方メートルでございます。

主な建設改良事業でございますが、千畑東部地区における紫外線処理施設設置工事、これは令和 2 年度で完成となります。続いて、配水管を埋設して40年間近く経過し、老朽化が進んでいる暁地区の配水管布設がえに向けた実施計画業務委託、水道管路情報など電子化を進め、合理的な維持管理を行うため管理システム構築業務を委託するものでございます。

第 3 条の収益的収入及び支出につきましては、事業収益と事業費用からなり、水道供給を主とする使用料収入と、その収入を得るために必要な経費を記載しております。

収入、第1款事業収益4億1,899万1,000円とし、支出、第1款事業費用4億282万円とするものです。

第4条資本的収入及び支出についてですが、先に次のページ、274ページをお開きください。

収入、第1款資本的収入1億9,201万3,000円、支出、第1款資本的支出3億1,291万円としております。この資本的収入及び支出の差し引き不足する額1億2,089万7,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものでございます。

第5条企業債は令和2年度に実施する建設改良事業につきまして、限度額を6,580万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものでございます。

第6条一時借入金の限度額は2億円とし、第7条では職員の給与費に関する経費の流用は議会の議決が必要なこと、第8条は一般会計からの補助金額を記載しております。第9条にある棚卸資産とは、メーター器とろ過用の砂のことで、その購入限度額を定めております。

278ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書でございます。この計算書により、当会計の現金の情報が記載されております。一番下の行、資金期末残高、いわゆる令和2年度末の現金の残高ですが、2億9,547万5,366円を見込んでおります。

次の279ページから281ページでございますが、職員4名分の人件費の概要としまして、給与費明細書を記載しております。

続きまして、282ページをお開きください。

貸借対照表でございます。ここでは令和2年度末の財産をあらわしております。バランスシートとも呼ばれているものでございます。いずれも二重線が引かれているところ、表の中段に資金合計、中・下段に負債合計、それから下から2段目に資本合計が記載されております。一番下段、負債・資本合計金額は表中段の資産合計金額と合致するものでございます。

続きまして、283ページをお願いします。損益計算書を記載しております。これにより令和元年度末の未処分利益剰余金は2,650万6,237円の見込みでございます。

続きまして、284ページをお開きください。先ほど説明しました貸借対照表ですが、こちらは令和元年度末の財産を記載しております。

続きまして、285ページをお願いします。当会計における重要な会計方針を記載してございます。

続きまして、286ページ・287ページをお開きください。水道事業会計予算実施計画明細でござ

います。

収益的収入の部です。

1 款 1 項 1 目水道料金は前年度より424万2,000円の増額を見込んでおります。

2 目の消火栓移設工事負担金は金沢字野際にある消火栓 1 カ所の移設でございます。

2 項 2 目他会計補助金は一般会計からの補助金でございます。

3 目加入金は25件を見込んでおります。

4 目長期前受金戻入額とは過去に補助事業により取得した施設や機器類について、そのとき取得した資産の償却に応じた補助金分を戻し入れるものでございます。

続きまして支出の部、町内の水道施設の適正な維持管理のための保守点検業務委託やポンプなど機器の修繕等の経費を計上しております。

主なものとしまして、備用品費の膜モジュールとは、膜ろ過装置の膜のことでございます。委託費の紫外線施設点検は仙南中央地区及び仙南東部地区の 2 カ所でございます。

2 目の水道管路保守業務委託料は流量測定などし、漏水調査を実施して水道管路の保守を行うものでございます。

次のページをお開きください。

4 目総係費につきましては、水道供給に要する 4 名の人件費、事務経費、メーター検針委託料、遠距離給水管布設工事補助金 2 件分、各種負担金費用などを計上しております。

5 目減価償却費でございますが、これまで実施してきた工事で取得した財産の評価額から減価償却費を算出し、そのうち 2 年度分を計上しております。

4 項 1 目予備費は500万円としております。

次のページをお願いします。

資本的収入の部でございます。令和 2 年度事業の財源とする水道事業債と一般会計出資金でございます。

資本的収入の一番下、国庫補助金につきましては千畑東部地区紫外線処理施設設置工事に対する補助金で、補助率は25%でございます。

続きまして資本的支出の部、ここでは上水道の安全・安定した水の供給を維持するため、予算第 2 条で説明した主要な建設改良工事のほか、圃場整備に伴う水道管移設工事費及び企業債の償還金を計上しております。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで議案第29号の説明が終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

3月6日午前10時、本会議を再開します。

大変ご苦勞さまでした。

(午後1時56分)